

岐南町立北小学校いじめ防止基本方針

羽島郡岐南町立北小学校

平成26年4月 1日策定

平成31年4月 1日改定

令和 3年3月31日改定

令和 5年3月31日改正

1 はじめに

ここに定める「北小学校 いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

2 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策基本法：第2条第1項によると、

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

本校では、教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない行為である。」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る問題である。」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい問題である。」

とりわけ、「いじめはしない」「いじめは許さない」という集団に育て上げることが大切であり、日常的に、一人一人がかけがえのない存在であるという認識、他人を思いやること、相手の立場に立って考えることができるような望ましい人間関係づくりに努めることが重要である。

(3) 学校としての構え

- ・心のアンケート等を定期的実施し、実態把握した後に教育相談をすることで、一人一人の児童理解を深め、仲間に対する思いや悩みを生かした個への支援や個のよさが生きる集団活動を工夫する。
- ・児童の心身の安心・安全を最優先にして、危機感をもって「いじめ問題」の未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が、一致協力した組織的な指導体制により、「いじめ問題」を丁寧且つ迅速に対応し、克服していく。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・いじめを「しない、させない、見逃さない、許さない」という集団づくりを進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、必要な指導を適宜行いながら、保護者や地域、関係機関と連携を図っていく。

3 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

（1）魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）

- ・児童一人一人が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう教科指導を充実し、授業づくりを推進する。
- ・児童一人一人が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・全ての教育活動で、ペアやグループの話合い活動や教え合い活動を位置付け、話すこと、聴くことの指導を繰り返し行うことで、自信をもって活動に取り組むことができるようにする。
- ・児童理解に徹し、児童が教師の指導を素直に聞き入れる人間関係を築く。
- ・各学年の核となる取組を通して学級・学年での成就感を味わうようにし、結果だけにとらわれるのではなく活動の取り組む過程を評価しながら充実感をもたせる。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動や児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級、学年、学校に居場所がある」という所属感が感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

（2）生命や人権を大切に作る指導（豊かな心の育成）

- ・学校の内外でも様々な人と関わり合って社会性を育み、仲間の心の痛みや生きることに對しての喜びややりがいを味わえるように、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流等、意図的な関わり合いの場の設定やボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切に作る心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つように、道徳の時間を核にした道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

（3）全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点に留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自信と素直さをもたせるため自己有用感・自己肯定感を育成する。
 - ② 望ましい人間関係を育むため仲間に対し共感的に理解する力を育成する。
 - ③ 自己判断・自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

（4）インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・岐南町配付のタブレットPCを活用しながら、以下の観点について重点的に指導する。
 - ※スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る場を設定する。
 - ※スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した他者への誹謗中傷や個人情報の流出等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
 - ※インターネット上のトラブルやSNSの使い方についてPTAと連携を図り、保護者に対しても情報モラルに関する啓発に努める。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、年7回の「心のアンケート」（記名式5回、無記名式2回）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的・多角的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、児童の出す些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員等の役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・行ったアンケートは5年間保存する。

(2) 教育相談の充実

- ・学校における働き方改革を推進することで、教職員が児童に接する時間を多くし、一人一人の成長に願いをもつようにするとともに、早期対応にあたる。
- ・日常的な声かけ、定期的なアンケートの実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・「心のアンケート」を活用しながら、学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行う。
- ・全教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める。特に、いじめ問題が起きていない時こそ信頼関係を築くよい機会と捉え、日頃から児童理解に努める。
- ・いじめ問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易な判断や思い込みをせず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、ケース会議を随時開き、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修だけでなく、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるようスキルアップを図る校内研修を充実する。
- ・いじめの問題が起こった場合には、その事案の要因や解決に至るまでの有効な手立てを交流し、生きた教訓から学ぶ生徒指導交流会を毎週実施する。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認されたときには、いじめた側、いじめを受けた側の双方ともに保護者への報告を行い、その後の指導・支援を親身になって行う。
- ・いじめた側の児童には、いじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童本人やその家族の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にす。
- ・いじめ問題がこじれることがないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて手を取り合って働きかける意識がもてる前向きな協力関係を築くことを大切にす。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめ問題を中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、主任児童委員、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷や個人情報の流出等のトラブルについては、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。
- ・学校支援ボランティアを募り、共に児童を育てることを協同する。

5 いじめ未然防止・対策委員会の設置

いじめ防止対策基本法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめ（疑い含）があった場合は、以下の学校職員による、臨時の「いじめ未然防止・対策委員会」を開き、即時対応を行う。
- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、保健主事、学年主任、養護教諭

学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、主任児童委員、人権擁護委員、弁護士、医師、スクールソーシャルワーカー

6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4月	・職員会で、「いじめ防止基本方針」の共通理解と年間計画、対応方法の研修	「方針」の確認
5月	・第1回いじめ未然防止・対策委員会の実施 ・学校運営協議会やPTA総会等で方針の説明 ・Webページによる方針の情報公開 ・「心のアンケート(記名式)」と教育相談の実施	
6月	・学校運営協議会 ・第1回ハイパーQU実施	
7月	・第1回いじめ調査の実施 ・三者懇談における教育相談の実施 ・「心のアンケート(記名式)」と教育相談の実施	第1回県いじめ調査
8月	・エンカウンターによる集団づくりの研修実施 ・ハイパーQU研修会実施	夏季休業中の指導
9月	・「心のアンケート(記名式)」と教育相談の実施	
10月	・学校運営協議会 ・「心のアンケート(無記名式)」の実施	秋季休業中の指導
11月	・運動会取組の中での集団づくりの見届け ・「心のアンケート(記名式)」と教育相談の実施 ・第2回ハイパーQU実施	
12月	・「ひびきあいの日」の実施 ・第2回いじめ調査の実施 ・学校活動目標達成アンケートの実施と改善	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・「心のアンケート(記名式)」と教育相談の実施 ・三者懇談における教育相談の実施	
2月	・学校運営協議会 ・第2回いじめ未然防止・対策委員会の実施 ・「心のアンケート(無記名式)」の実施	
3月	・学校便りによる次年度取組の説明 ・第3回いじめ調査の実施	第3回県いじめ調査次年度への引継

7 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的に且つ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた(疑い含)児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、以下被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定（いじめ防止・対策委員会の開催）
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 話し合いの場の設定（いじめを受けた側の思いを尊重し、謝罪を含め、教師主導で行う）
- ⑦ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑧ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑨ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携、本人とのコミュニケーションの継続）
- ⑩ いじめの行為が3ヶ月間続かない状態をもって解消と考えるが、引き続き見守っていく。

（2）「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の「主な対応」を行う。
 - ※重大事態とは、例えば、児童が自殺を企図した場合や、心身に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。
 - ※相当の期間については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、30日を待たずに、迅速に家庭訪問をするなど状況の把握に着手する。
- ・対象の児童への対応が順に行われ、対応に時間がかかる場合は、途中経過を報告するなど、被害者に配慮した対応をする。

【主な対応】

- ① 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ② 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ③ 調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

8 学校評価における留意事項

- ・いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において以下の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関する事
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関する事

9 個人情報等の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、個人情報の流出等に留意しながら5年間適切に保存する。

10 いじめの解消

- ・いじめが解消されたと即断することなく、(少なくとも3ヶ月間を目安)、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。